

固定資産(家屋)の届出について

固定資産税は毎年1月1日を基準として課税されます。適正な課税を行うためにも、次に該当する場合は、必ず手続きを行ってください。

【家屋を新築・増築したとき】

家屋(居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物)を新築・増築した場合、その翌年度から固定資産税が課税されます。家屋の新築・増築の後、家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】

家屋を取り壊した方は、忘れずに「建物滅失届」を提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがありますので、適正な課税のためにもご協力をお願いします。また、家屋が登記されている場合は、法務局で滅失の手続きを行ってください。

【未登記家屋の名義変更があったとき】

相続、売買などにより未登記家屋の所有者の名義変更をした場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を提出してください。提出された翌年度から所有者(納税義務者)を変更します。

- 提出期限 平成29年12月28日(木)
- 提出先 本庁税務徴収課または各支所総合窓口・地域振興G
- 持参するもの 印鑑(認印)

※提出書類は提出先窓口に設置のほか、市ホームページ(<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>)からダウンロードできます。

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

平成29年度住宅リフォーム資金補助金制度について

本市では、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって、個人住宅のリフォーム工事を行う市民に対する補助制度を実施しています。

- リフォーム工事の定義
 - リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等(火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く) ※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。
- 補助対象住宅
 - ・市民が市内に所有する個人住宅
 - ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分
- 補助対象工事(次のすべてに該当)
 - ・着工前のリフォーム工事
 - ・消費税を除いた工事費が20万円以上
 - ・市内に住所及び事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人が行う工事
 - ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了する工事
- 補助額
 - ・20万円以上100万円未満の工事・・・10%以内の額(千円未満切り捨て)
 - ・100万円以上の工事・・・10万円以内
- 補助対象者(次のすべてに該当)
 - ・市内に住所を有する方
 - ・補助対象住宅に3年以上居住していること
 - ・補助対象住宅の所有者であること
 - ・市税等を滞納していないこと
 - ・過去にこの補助を受けていないこと
 - ・過去に市で実施している他の同様の補助を受けていないこと
- 申請手続
 - 補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え、申請者または代理人が、本庁商工観光課へ提出してください。

※申請は必ず着工前に行ってください。(着工後の申請は受付できません。)

※工事終了後、補助事業が完了した日から起算して20日以内、または翌年3月末日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を提出していただきます。

申請・問 本庁 商工観光課商工労働G ☎52-1111 内線275